二　国民年金法第九十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間
イ　申請のあった日の属する月が四月である場合　当該月の属する年の前年の四月から当該月の属する年の翌年の三月までの期間のうち学生等（国民年金法第九十条第一項に規定する学生等をいう。以下同じ。）である間において必要と認める期間
ロ　申請のあった日の属する月が五月から翌年の三月までの月である場合　申請のあった日の属する年の四月から翌年の三月までの期間（申請のあった日の属する月が一月から三月までの月である場合にあっては、申請のあった日の属する年の前年の四月から当該年の三月までの期間）のうち学生等である間において必要と認める期間

○厚生労働省告示第五百三十号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日　　厚生労働大臣　長妻　昭

国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額

（保険料の前納期間）

第一条　国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次のとおりとする。

一　保険料（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の一保険料」という。）、法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「半額保険料」という。）及び法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料（以下「四分の三保険料」という。）並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下「付加保険料」という。）を除く。以下同じ。）及び付加保険料を前納しようとする日の属する月（当該月の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下同じ。）から平成二十二年三月までの期間

二　四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十二年三月までの期間

三　半額保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十二年三月までの期間

四　四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から平成二十二年三月までの期間

五　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号に定める期間内に法第九条第三号若しくは附則第五条第六項第一号若しくは第四号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第七項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至るときは、第一号の規定にかかわらず、保険料を前納しようとする日の属する月から、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの期間

六　四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第二号から第四号までに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、第二号から第四号までの規定にかかわらず、四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの期間

七　各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する平成二十二年三月までの各月（法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限る。）

（定額保険料の前納額）

第二条　被保険者が、前条第一号に掲げる期間のすべての保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第一に定める額とする。

2　平成二十二年三月までの間に法第九条第三号若しくは附則第五条第六項第一号若しくは第四号又は平成六年改正法附則第十一条第七項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までのすべての期間の保険料を前納する場合（第七条第二項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二から別表第六までに定める額とする。

（四分の三保険料の前納額）

第三条　被保険者が、第一条第二号に掲げる期間のすべての四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第七に定める額とする。

2　平成二十二年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までのすべての期間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第八に定める額とする。

（半額保険料の前納額）

第四条　被保険者が、第一条第三号に掲げる期間のすべての半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第九に定める額とする。

2　平成二十二年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までのすべての期間の半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十に定める額とする。

（四分の一保険料の前納額）

第五条　被保険者が、第一条第四号に掲げる期間のすべての四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十一に定める額とする。

2　平成二十二年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までのすべての期間の四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十二に定める額とする。

（付加保険料の前納額）

第六条　被保険者が、第一条第一号に掲げる期間のすべての付加保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十三に定める額とする。

2　平成二十二年三月までの間に法第九条第三号又は附則第五条第六項第一号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までのすべての期間の付加保険料を前納する場合（第八条第二項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第十四から別表第十六までに定める額とする。

（口座振替による定額保険料の前納額）

第七条　被保険者が、各月の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第十七に定める額とする。

（口座振替による付加保険料の前納額）

第八条　被保険者が各月の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第十八に定める額とする。

別表第一（第二条第一項関係）〔平成22年3月までの期間のすべての保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年		
	1月	2月	3月
前納額	円 43,840	円 29,270	円 14,660

別表第二（第二条第二項関係）〔平成22年3月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
平成22年	2月	昭和25年2月2日から昭和25年3月1日までに生まれた者	平成22年 1月	2月
	3月	昭和25年3月2日から昭和25年4月1日までに生まれた者	円 14,660	円 —
			29,270	14,660